

業務指示書

バングラデシュ国ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ促進事業情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
 - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健医療分野での調査経験があること

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地域保健）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域保健に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 非感染性疾患／医療施設／医療機材】

- 1) 類似業務の経験：非感染性疾患対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月23日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

現地再委託を可とする以下の調査。

- ①ノルシンディモデル展開、利用状況に関する情報収集調査
- ②環境社会配慮調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.351580 円, US\$1 = 111.313 円, EUR1 = 121.453 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地域保健

非感染性疾患／医療施設／医療機材

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.30 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ促進事業情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地域保健	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 非感染性疾患／医療施設／医療機材	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

バングラデシュは、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals。以下「MDGs」という。)における保健セクターの指標を大きく改善し、今般、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。)に整合した第四次保健セクタープログラム(4th Health, Population and Nutrition Sector Programme)(2017年～2022年)を策定した。特にSDGsゴール3に重点を置き、これまで十分な保健医療サービスが行き届かなかった若年層や貧困層等に向けたサービス拡大、家族計画サービスや啓発活動を通じた人口安定化の継続、人口構造及び疾病構造の変化による新たな保健課題への取り組み、国民の健康に影響を及ぼす活動を所掌する他セクターとの緊密な連携を重視して保健セクターの開発を進めることで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(Universal Health Coverage。以下「UHC」という。)の達成を目指している。

MDGsのターゲットであった妊産婦死亡率は、1990年と比較して出生10万対569から176、5歳未満児死亡率は出生1000対144から38、新生児(生後4週間未満児)死亡率は出生1000対63から23(世界銀行、2015年)へと飛躍的に改善しているものの、依然として高い数値を示している。SDGsにおいて2030年までの達成を目標とする妊産婦死亡率(出生10万対70)、5歳未満児死亡率(出生1000対25)及び新生児死亡率(出生1000対12)を実現するためには、更なる努力が必要である。同国では、熟練助産師が立ち会わない、安全とはいえない自宅分娩が未だ68%を占めているほか、15歳から49歳までの女性の死因の14%は妊娠及び出産が原因とされている(Bangladesh Maternal Mortality and Health Care Survey、2010年)。当国では医療施設での出産が増加傾向にあるが、その多くは民間施設を利用している。公立病院の設備はまだ十分とはいえず、病院での検査代や出産介助にかかる経費の支払いに消極的な貧困層は自宅分娩を選択している。自宅分娩の際に、熟練助産師による緊密なモニタリングや帝王切開が必要な分娩となった場合には、適切な対応が遅れて命を落とす等が課題であり、コミュニティレベルでの啓発・支援活動及び保健医療施設における母子保健サービスの充実を更に推進する必要がある。

また、近年は心血管疾患、がん、糖尿病といった非感染性疾患(Non-Communicable Diseases。以下「NCDs」という。)が全死因の59%を占めるまでに増加しており(WHO、2014年)、70歳未満でNCDsにより死亡する確率は18%に及ぶ(WHO、2015年)。現在、若年人口(15歳未満)に代わり生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の比率が上昇している同国において、NCDsへの対応は今後の経済発展を担う人材確保の観点からも、保健セクターにおける重要な課題となっており、SDGsではNCDsが原因による若年死亡率を2030年までに3分の1に減少させるとしている。NCDsは貧困と強い因果関係があるとされており、出生時の低体重、低い教育水準により健康増進等の啓発活動が届かないこと、貧困に起因するストレス、不健康な食生活や運動不足、喫煙の蔓延、日常の健康管理やNCDs患者の早期発見の機会が限ら

れること、治療が必要となった場合は高額な治療費が払えないこと等、貧困層は生涯を通じてリスク要因に晒されている(WHO、2010年)。したがって、乳児期、小児期、青年期、成人期等の各段階において、適切な栄養摂取、生活習慣、健康管理にかかるコミュニティレベルでの予防啓発活動と、罹患後の症状の深刻化を防ぐために必要な早期発見、早期治療を可能とする保健医療施設の環境整備が必要である。

上述の通り、バングラデシュでは母子保健の向上のみならず NCDs の予防及び早期発見・治療においても、コミュニティレベルでの啓発・支援活動、一次・二次保健医療施設の整備や人材育成等が必要とされている。JICA ではこれまで、保健家族福祉省を実施機関とした技術協力「母性保護サービス強化プロジェクト」(2006年～2016年)を通して同国の母子保健の改善を支援してきた。同技術協力では、事業対象地域において妊産婦が安全に出産できる環境を整備する仕組み(以下「ノルシンディモデル」という。)を開発した。ノルシンディモデルは、地域で妊娠・出産時の母子の死亡を防ぐために、①住民主体のコミュニティサポートグループによる安全なお産促進、②病院での5S-Kaizen-TQM アプローチ¹を使った母子保健サービス改善、③地方行政機関と連携した母子保健促進、といった3つの介入を有機的に連携させたモデルである。同技術協力では、上記①の全国展開のために「コミュニティサポートグループ運営管理ガイドライン」や「コミュニティサポートグループ研修マニュアル」、「地方行政のための母子保健に関するマニュアル」等の作成を支援した。バングラデシュ政府は同技術協力と連携のもと上述の3つの介入をそれぞれ全国展開しており、円借款「母子保健改善事業」(2011年度承諾、借款額50.4億円)及び「母子保健および保健システム改善事業」(2015年度承諾、借款額175.2億円)では、このような政府の活動を支援している。実施中の技術協力「看護サービス人材育成プロジェクト」(2016年～2020年)では、医療施設における母子保健サービス、NCDsの早期発見・治療に関する看護サービスの提供等を担う看護師の育成にも長期的な視点で取り組んでいる。その他、ノルシンディモデルの中で母子保健だけでなく NCDs の予防から早期発見までをカバーすることで、コミュニティレベルにおける母子保健及び NCDs 対策の双方を推進するための技術協力「医療サービス提供の質の改善プロジェクト」を形成中である。

2. 調査の目的

本調査は、ノルシンディモデルの活動や仕組みを活用し、母子保健の更なる向上及び NCDs 対策の強化に向けた円借款事業の実施可能性等 JICA が支援すべき事業の検討を行うもの。

3. 調査概要

(1) 調査対象地域

バングラデシュ全土

¹ JICA による 5S-KAIZEN-TQM アプローチは、5S(職場環境の改善)、KAIZEN(現場主導による継続的な改善)、TQM(KAIZEN の継続的かつ自発的な実施による、組織機能の全体最適の状態)を段階的に導入し、途上国における保健医療サービスの質改善の実現を目指すもの。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM-02/about.html>

(2) 主な相手国調査対象機関

保健家族福祉省 (Ministry of Health and Family Welfare: MoHFW) を想定。

4. 調査の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「6. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「7. 成果品等」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、JICA に対し説明・協議の上、提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置付け及び方針

本調査では、「2. 調査の目的」を踏まえ、ノルシンディモデルの活動や仕組みを活用し、母子保健及び NCDs 対策にかかる課題への取り組みが促進されるための円借款事業の実施可能性を検討することとする。かかる検討においては、これまでの母子保健分野における JICA 事業の成果を適宜踏まえつつ、先行する技術協力プロジェクトと上記の円借款事業との連携のあり方について確認する。なお、本調査で収集・確認する情報は、先行調査によって十分な資料が存在しており、これら資料を JICA より提供する。現地調査実施前にこれら資料を確認し、一定程度課題を整理の上、セクターローンを想定した支援策のたたき台をインセプション・レポートとして取り纏めることとする。

本調査の結果は今後の JICA 保健分野の支援を検討するための基礎資料とし、具体的な円借款案件の形成を行う場合にはその指針の一つとする。具体的には、母子保健の向上及び NCDs の予防ならびに早期発見・治療に必要とされる、コミュニティレベルでの啓発・支援活動、一次・二次保健医療施設の施設・機材の整備や人材育成等に関する情報収集・分析を行い、今後 JICA が支援すべき事業の提案を行う。

(2) 柔軟な調査実施体制の確保について

日本政府は、日本式医療の輸出に関心が高く、将来の資金協力を念頭に JICA が日本政府と検討を進める過程等において調査事項の追加等が出てくる可能性があり、かかる場合は JICA と協議の上、対応を検討すること。

(3) 調査工程

現在バングラデシュでは、「6. (1) 安全管理」における JICA の安全対策措置を踏まえ、1 回あたりの渡航は 2 週間が上限とされているため、同措置を前提として、効率的な調査工程を検討すること。

(4) 関連案件からの知見の活用について

上述の通り、JICA はこれまでに実施した技術協力及び実施中の円借款事業を通して、全国におけるコミュニティレベルでの保健サービスの向上を支援している。また、現在形成中の技術協力「医療サービス提供の質の改善プロジェクト」では母子保健及び NCDs 対策の双方を推進する。さらに、実施中の技術協力「看護サービス人材育成プロジェクト」では、医療施設における母子保健及び NCDs の早期発見や治療に関連する看護サービスの提供等を担う看護師の育成にも取り組んでいる。

本調査では、今後の保健分野支援の方向性を検討することを目的とすることから、上記事業の成果及び教訓を関係者から聴取するとともに、実施中案件の実施機関及び専門家等関係者と十分協議・連携して調査を実施する。

(5) 調査対象施設

本調査では、コミュニティ及び一次・二次医療施設における保健医療サービスの向上を通して母子保健指標及び NCDs 指標の改善を図る事業を支援することを念頭に、バングラデシュの第四次保健セクタープログラムの枠組みの下で、その方向性を検討する。そのため、コミュニティクリニックを含む一次医療施設、二次医療施設及びこれらを行政の観点から支援可能な郡・県保健・家族計画事務所、ユニオン評議会、郡自治体に対する活動についても調査を行う。

(6) 我が国及び JICA の援助方針等との整合性について

今後の支援の方向性、重点分野・地域の検討にあたっては、我が国の国際協力重点方針、国別援助計画、JICA 国別分析ペーパー、課題別指針等と整合性をもたせ、過去の我が国の ODA 実績・成果、最新の支援動向・援助方針についても十分情報を確認した上で検討すること。また、今後の支援内容の検討にあたっては、我が国が有するノウハウ、知見、技術を有効に活用できるよう検討を進めること。

(7) 説明用資料の作成について

本調査の基軸となるノルシンディモデルについて、その概要、成果、NCDs 対策への活用可能性及び必要性を、一般的にわかりやすく説明できるような映像資料(日本語・英語)を作成し、ドラフト・ファイナル・レポートの提出時(2017年10月下旬)に併せて JICA に提出すること。本業務については、現地または国内再委託での実施を認める。

(8) 環境社会配慮調査について

本調査の結果、今後 JICA が支援すべき事業として提案される事業は、セクターローンを通じた支援とすることが想定される。医療施設等の整備が提案される場合は、JICA 協力の方向性の検討のため、環境社会配慮に関連する基礎情報を確認の上、必要なレベルでの環境社会配慮調査を行うこととする。なお、本調査期間及び安全管理上の渡航期間上限を踏まえ、本調

査については現地再委託での実施を認める。

6. 調査内容

上記「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。なお、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成(2016年8月上旬)

1) 関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府、JICA、国際機関等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) バングラデシュの母子保健及び NCDs 分野にかかる政策の現状と課題の整理

第7次五か年計画(2016年～2020年)や第四次保健セクタープログラム等の政策の内容及び母子保健及び NCDs 対策関連分野に関する活動・予算を確認し、保健セクターの開発の方向性や重点分野を分析する。また、保健家族福祉省が毎年発行している Health Bulletin や、母子保健及び NCDs 分野に関する調査報告書(バングラデシュ妊産婦死亡とヘルスケア調査(2010年)、バングラデシュ NCDs リスク要因調査(2010年)、バングラデシュ MDGs 進捗報告書(2015年)等)のレビューを行い、近年のバングラデシュ保健セクターが直面している保健指標やサービス利用に見られる格差や人口構造及び疾病構造の変化等、社会経済発展の影響について整理すると共に、関連する保健指標目標とその達成状況(現状)を把握する。

3) バングラデシュ保健行政のレビュー

バングラデシュの中央、地方、コミュニティレベルにおける保健行政の仕組みを確認し、現状と課題を分析した上でノルシンディモデルの位置付けを整理し、同モデルの活動や仕組みを活用して実施することが適切な活動を検討する。また、同モデルの活動や仕組みの更なる展開や定着に資する支援について提案する。

4) バングラデシュ保健医療サービス提供のレビュー

バングラデシュの中央、地方、コミュニティレベルにおける保健医療サービスの仕組みを確認し、現状と課題を分析した上でノルシンディモデルの位置付けを整理し、同モデルの活動や仕組みを活用して実施することが適切な活動を検討する。また、同モデルの活動や仕組みの更なる展開や定着に資する支援について提案する。

5) インセプション・レポート及び質問表の作成

上記の結果や調査にあたって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポート及び質問表としてとりまとめ、JICA に提出する。

6) 事前協議への参加

現地調査実施前に JICA が開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(2) 現地業務(2017年8月上旬～2017年12月)

1) JICA バングラデシュ事務所への調査概要説明

事前会議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICA バングラデシュ事務所に説明を行う。

2) 調査対象機関への調査概要説明

インセプション・レポートに基づき、主な調査対象機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

3) ノルシンディモデルの展開・活用状況及び現状分析

バングラデシュの国家制度として全国展開が進められたノルシンディモデルの活動や仕組みについて、展開・活用状況にかかる情報収集及び分析を行う。分析の際は、現在の母子保健及び NCDs にかかる課題を具体的に例示の上、整理・分析し、今後の母子保健及び NCDs 対策における同モデルの更なる活用方法について検討する。本業務については、現地再委託での実施を認める。

4) 既往円借款事業のレビュー

「母子保健改善事業(保健・人口・栄養セクター開発プログラム)(フェーズ 1)」及び「母子保健および保健システム改善事業」で支援済みの研修の実施状況及び研修受講者のその後の活用状況、整備済み機器・機材の利用・維持管理状況、整備済み施設の利用・維持管理状況を確認し、実施済み事業全体の効果と課題についてその要因を分析し、今後の支援への活用もしくは改善方法を検討する。

5) 第四次保健セクタープログラムのレビュー

第四次保健セクタープログラムにおいて保健家族福祉省が JICA の支援を期待する活動

のうち、ノルシンディモデルに合致する母子保健の向上及び NCDs 対策にかかる活動が要望リストとして取りまとめられている。同リストに含まれる各活動の詳細を調査し、各活動の対象となる保健医療施設／保健医療従事者、各活動の事業費の根拠及びノルシンディモデルとの関連における必要性ならびに環境社会配慮に関連する基礎情報を確認する。同リストに含まれていないが、ノルシンディモデルに合致すると考えられる母子保健の向上及び NCDs 対策にかかる他の活動が第四次保健セクタープログラムにあれば別途リストアップし、上記要望リストと同様に確認する。

6) 他ドナーによるバングラデシュ保健セクターの支援方針及び支援概要

保健セクターでの支援を実施している他ドナー（世界銀行、WHO、UNICEF 等）や NGO 等の支援方針及び主な支援概要（地域、分野、規模等）を整理する。そのうち、母子保健や NCDs 対策にかかる活動についてその支援内容（地域、分野、規模、実績、グッドプラクティス、教訓、今後の事業計画等）を聞き取りや現地で入手できる資料などを通じて確認し、JICA の支援方向性を検討、他ドナーによる支援を含む同国保健セクターの中での JICA 支援の位置付け及び他ドナーとの協調・連携のあり方を分析・検討する。

7) 母子保健及び NCDs 対策の支援に関する JICA 支援のシナリオ、重点地域・分野の整理及び JICA 協力の方向性の検討

これまでの調査結果を踏まえ、今後の保健セクターにおける支援の進め方を提案する。同分野の現状に対し、保健行政、保健医療サービス提供、人材の活用や育成、必要資金等の面から、多面的に必要性の高い課題（ボトルネックの抽出を含む）及び分野等を整理し、貧富及び都市・農村間格差の是正ならびに SDGs 目標達成、UHC の推進に関する効果を分析する。

また、対バングラデシュ国別援助計画、JICA 国別分析ペーパー、開発協力重点方針（主に、SDGs 達成に向けた人間の安全保障の推進における、UHC 実現のための人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化）等を踏まえ、JICA による協力の方向性を示す。母子保健及び NCDs 対策で特定された内容に関し、有償資金協力が想定される場合、事業内容、各種調達方法、概略事業費、事業実施スケジュール、事業実施・運営維持管理体制、事業評価（運用・効果指標の設定）、環境社会配慮、必要に応じ TPP/DPP（バングラデシュ国内における事業許可のための事業計画）の追加修正案について提案をするものとする。（※ペーパー作成自体は不要で、既往の TPP/DPP に修文・追記作業を行う想定）

8) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成(2017年10月下旬)

上記7)までの調査結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)を作成した上で JICA に DF/R の内容を報告し、JICA からのコメントを受ける。

9) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)説明・協議(2017年11月下旬)

JICA よりコメントを受けた DF/R をバングラデシュ関係者に説明、協議を行い、合意を得る。協議にあたっては、DF/R の要点をまとめ、JICA バングラデシュ事務所と共に関連政府機関やドナーに共有し、今後の支援方向性につき意見交換を実施する。

10) ファイナル・レポート(F/R)の提出(2018年2月下旬)

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「6. 調査内容」を参照。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプション・レポート

提出時期: 調査開始時(2017年8月上旬を想定)

部 数: 英文 13 部(JICA 3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

2) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期: 2017年10月下旬

部 数: 和文要約 3 部(JICA)

英文 13 部(JICA 3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

3) ファイナル・レポート

提出時期: 2017年2月下旬

部 数: 和文要約(製本版) 2 部(JICA)

和文要約(簡易製本版) 1 部(JICA)

和文要約(製本版)(CD-R) 4 部(JICA)

和文要約(簡易製本版)(CD-R) 1 部(JICA)

英文(製本版) 11 部(JICA 1 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

英文(簡易製本版) 1 部(JICA)

英文(製本版)(CD-R) 14 部(JICA 4 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

英文(簡易製本版)(CD-R) 1 部(JICA)

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- a. 概略事業費及び関連情報、事業実施スケジュール、調達方法
- b. 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- c. 民間企業の事業や財務に関わる情報

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 5 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) デジタル画像集

本調査実施期間中に記録したデジタル画像集を作成し、JICA へ提出する。

4) 映像資料

本調査で作成した映像資料(日本語・英語)を JICA へ提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2017年8月上旬より開始し、2018年2月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2016						2017			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
国内作業		□					□			
現地業務		■								
報告書		▲ IC/R			▲ DF/R				▲ F/R	

IC/R: インセプション・レポート

DF/R: ドラフト・ファイナル・レポート

F/R: ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 7.95M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／地域保健(2号)
- 2) 非感染性疾患(NCDs)／医療施設／医療機材(3号)
- 3) 母子保健／保健医療人材育成／事業評価

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、バングラデシュから特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA バングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

4. 参考資料

(1)以下の資料は配布資料です。本プロポーザルを作成する目的のみに使用願います。

① バングラデシュ政府「第四次保健セクタープログラム」

(2)以下の資料は特記事項があるものを除き、各種ウェブサイトより閲覧すること。

① バングラデシュ政府「Seventh Five Year Plan 2016-2020」

<http://www.plancomm.gov.bd/7th-five-year-plan-2/>

② バングラデシュ政府「Health Bulletin 2016」

http://www.dghs.gov.bd/images/docs/Publicaations/HB%202016%20_2nd_edition_13_01_17.pdf

③ 「バングラデシュ国 母子保健改善事業(保健・人口・栄養セクター開発プログラム)(フェーズ 2)準備調査最終報告書 和文要約」(JICA、2015年)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12233227.pdf

④ 「バングラデシュ人民共和国 母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ 2 中間レビュー調査報告書」(JICA、2013年)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12152807.pdf

⑤ 「保健セクター情報収集・確認調査 バングラデシュ人民共和国 保健セクター分析報告書」(JICA、2012年)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12085270.pdf

⑥ 「バングラデシュ国 母性保護サービス強化プロジェクト事業完了報告書」(JICA、2011年)

http://open_jicareport.jica.go.jp/987/987/987_101_257706.html

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地業者等に再委託して実施することを認める。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。以下に示した現地再委託にかかる見積もりは、別見積もりとする(国内再委託部分は本体見積価格に計上すること)。

なお、これ以外に現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

- ノルシンディモデルの展開・活用状況に関する情報収集調査
- 環境社会配慮調査
- ノルシンディモデル説明用資料の作成

また、現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（MS エクセル、MS ワード等）も収集の上、JICA に提出すること。

6. その他留意事項

(1) 安全管理

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

(渡航前)

- ① JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- ② JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により JICA に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
 - 3) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更

があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

- 4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- 5) 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を行う)。
- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

- 9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を行う)。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上